

日常生活自立支援事業における権利擁護の実践の考察
—専門員の日々の活動を通じて—

社会福祉学専攻 関川 敦子

要 旨

日常生活自立支援事業は、平成19年から事業が開始した。成年後見制度より1年早く実施され、判断能力が不十分であっても福祉サービスが利用できるような環境を整えていくための事業である。当初は地域福祉権利擁護事業の名称であった。

事業開始して20数年たち、福祉サービス利用の援助とともに金銭管理（家計管理）が大きな目的となっている。

毎年、日常生活自立支援事業の専門員のために全国社会福祉協議会主催の研修会が行われる。従事して間もない専門員のために研修会Ⅰ、2年以上の経験を経た専門員のために実践力強化研修会Ⅱが準備されている。研修会Ⅱの開催趣旨は、「日常生活自立支援事業の専門員は、利用者の意思決定支援を基本に、利用者の権利擁護を図り地域での自立した生活を支援していく役割が求められています。また、近年、地域のニーズはますます複雑化・複合化し、地域社会や福祉・生活関連の制度が変化し続ける中で、さまざまなケースへの対応が求められており、ソーシャルワーカーとしての専門性をさらに高めていく必要があります。」と、意思決定支援や権利擁護そしてソーシャルワーカーの文言が明記されている。

筆者は数年ではあるが専門員の仕事に従事した経験があり、準備された研修を受講してきた。そして実践の場においても標記の文言を意識してきたし実践から学ぶことが多々あった。ほかの専門員も「権利擁護」の意識をもって実践しているであろうし、実践からの学びを多く受けているのではないかと推測する。

他の市町の専門員はどのように実践しているのか、専門員は「金銭管理」をどのようにとらえているのか、どのように相手の意向や意思を尊重して事業をすすめているのかを知りたいと思う。利用に至ったり、もしくは利用に至らない場合にも、その時その場面で様々な状況にどのように対応しているのかを探ることにより専門員の専門性について明らかにしたいと思った。

全国社会福祉協議会や日本社会福祉士会の調査結果から事業の特徴をみたところ、利用数は増加傾向にあることや、契約後の本人の生活に有効であるといったメリットを確認することができた。一方で、契約に至らないことについての調査では、至らない理由として「本人が利用する意向がない」が占める割合が大きい。契約しないと決めることに専門員も大きくかかわっていると思われる。

先行研究では、前田氏が数年にわたり日常生活自立支援事業の研究をおこなっている。前田氏自身も事業担当の経験があったことが、研究に取り組む動機となっており、専門員に必要な知識を含め育成に向けたカリキュラムの作成に取り組まれた。

本研究では、専門員の実践を通じて、利用者の意思決定までのプロセスや権利を擁護することの専門員の意識を専門員の言葉から拾い上げ、日常生活自立支援事業の実践の考察を試みる。

研究の方法は、専門員に対してアンケート調査と半構造的面接による調査をおこなった。

調査前には、東北福祉大学倫理委員会の了承をえた。

アンケートの内容は、属性、事業説明時に気を付けていることの項目、意思決定支援について自由記載とした。面接では、相手が利用を拒否する事例を紹介していただき、専門員の対応や考えを教えていただいた。対象者数は8名で、1時間程度の面接を実施した。逐語録からよく使用される言葉を抽出した。事例・関係機関・事業説明・金銭管理・効果の5つのカテゴリーに分け、分析、考察をすすめた。

金銭を管理するということは本人の自立意識と大きくかかわっていることであり、本人の意向を大事にすることが前提にあることが確認された。私たちの普段何気ない行為のうちお金の管理という行為は、排せつの自立と同じぐらい自分であることのゆえんといった自立にかかわる行為である。本人と対等な関係にあることを意識していることも確認された。また、「取り残さない」、「ノーマライゼーション」などの言葉がみられた。

専門員は、「判断能力が不十分な人」と『判断能力が不十分な人』を支援する人との間で、揺れ動き、価値を見だし、「判断能力が不十分な人」を中心とした支援の方向性を整えていく。専門員には「判断能力が不十分な人」の代弁をする役割や周囲の人々との調整の役割があることがわかる。専門員は「判断能力が不十分な人」の生き方を受容していく。この経験を繰り返していく。実践とは経験の積み重ねであり、経験から価値が形作られていく。援助技術がそなわっていく。

本研究は、限られた地区を対象としているため、専門員の状況をそのまま全体に当てはめることは難しい。今後の課題は、研究の場で専門員活動を実証する機会を増やし、権利擁護の機運を高めることに役立てたい。

日常生活自立支援事業についての課題は、財源や実施主体、生活保護との関連などさまざまあるが、本研究ではそれらの課題についての研究ではなかった。また、成年後見制度との連動を視野に収めた研究につなげるまでには至らなかった。